

## 第23号議案

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月20日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置の状況が消防法等に違反すると認める飲食店等の防火対象物について、当該違反の内容を公表することができる制度を設けるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例

芦屋市火災予防条例（昭和48年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第46条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第46条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれらに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市火災予防条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置の状況が消防法等に違反すると認める飲食店等の防火対象物について、当該違反の内容を公表することができる制度を設けるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第46条の2関係）

- (1) 消防長は、規則で定める防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法等に違反する場合は、その旨を公表することができることとする。
- (2) 消防長は、(1)による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- (3) (1)による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めるものとする。

#### 3 施行期日

平成31年4月1日

1 兵庫県における違反对象物公表制度の実施目標時期について

(1) 管内人口 20 万人未満の消防本部の実施目標時期

平成 31 年 4 月 1 日（兵庫県による設定）

(2) その他の消防本部の状況

ア 政令指定都市は，平成 26 年 4 月 1 日以降，速やかに条例等の改正を行い実施

イ 管内人口が 20 万人以上の消防本部は，遅くとも平成 29 年 3 月末までに条例等の改正を行い，平成 30 年 4 月 1 日から実施

2 芦屋市火災予防条例施行規則で定める主な内容

(1) 公表の対象となる防火対象物

次のいずれにも該当するもの

- ① 消防法施行令別表第 1(1)項から(4)項まで，(5)項イ，(6)項，(9)項イ，(16)項イ，(16 の 2)項及び(16 の 3)項に掲げる防火対象物
- ② 消防法施行令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備，スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち，立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたもの

(2) 公表の対象となる違反の内容

(1)の防火対象物に屋内消火栓設備，スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこと。

(3) 公表の手続

(1)②の立入検査の結果を通知した日から 14 日を経過した日において，なお，当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に，当該違反が是正されたことを確認できるまでの間，当該防火対象物の名称，所在地及び違反の内容等を市ホームページへの掲載により行う。

【消防法施行令別表第1】（網掛け部分は、2(1)①に定める防火対象物）

(1)	イ 劇場，映画館，演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー，カフェー，ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ，(4)項，(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合，料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館，ホテル，宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎，下宿又は共同住宅
(6)	イ 次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科，整形外科，リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。）を有すること。 (ii) 療養病床又は一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。），患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム（要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。），有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。），介護老人保健施設，老人短期入所事業を行う施設，小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。），認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者又は障害児であつて，障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）

	<p>又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p> <p>ハ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター，軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。），老人福祉センター，老人介護支援センター，有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。），老人デイサービス事業を行う施設，小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設，保育所，幼保連携型認定こども園，児童養護施設，児童自立支援施設，児童家庭支援センター，一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター，児童心理治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター，障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。），地域活動支援センター，福祉ホーム又は生活介護，短期入所，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>ニ 幼稚園又は特別支援学校</p>
(7)	小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，高等専門学校，大学，専修学校，各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館，博物館，美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち，蒸気浴場，熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(11)	神社，寺院，教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち，その一部が(1)項から(4)項まで，(5)項イ，(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで，(5)項イ，(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(17)	重要文化財，重要有形民俗文化財，史跡若しくは重要な文化財として指定され，又は重要美術品として認定された建造物
(18)	延長50メートル以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車

## 備考

- 1 2以上の用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1)項から(15)項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
- 2 (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物が(16の2)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
- 3 (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16の3)項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(1)項から(16)項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。
- 4 (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

芦屋市火災予防条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第46条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法令又はこれらに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>	